

加治木監督署だより 第34号

相談関係特集号

令和5年12月



I 監督関係

相談) 当社では時間外労働をタイムカードで管理していますが、計算の便宜上、毎日の時間外労働の30分未満を切り捨て、30分以上1時間未満の時間外労働を30分として計算しています。問題があるでしょうか？

回答) 本来、時間外労働は把握した時間数を切り捨てずに、端数も含めて計算するのが原則です。あくまで例外として、月の時間外労働時間数の合計を、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる場合については、法違反として扱わないとしています。ご相談の内容では、①月単位ではなく日々労働時間を調整している ②切り捨てる一方の処理、などから労働基準法違反となる可能性が高いと思われます。

II 安全衛生関係

相談) 「常時50人以上」の労働者を使用している場合には、労働安全衛生法により、安全管理者や衛生管理者の選任義務が生じると聞きました。常時50人以上というのは正社員の数で、パート労働者は含まないのでしょうか。

回答) パート労働者も含めた労働者数になります。労働時間の短い労働者も常時使用する労働者です。安全管理者、衛生管理者の選任には一定の資格・要件が必要ですので、選任の際には当署安全衛生課へご相談ください。

III 労災関係

相談) 先日、当社の社員が仕事中にけがをしました。しかし、けがの状況を聞きますと、仕事にかかわらず本人の不注意による部分が大きく、会社としては労災の請求を認めたくはありません。業務上の災害にはあたらないと思います。

回答) 労災の制度として、被災者本人が請求するものですので、会社が被災者の労災保険を請求する権利を制限することはできません。使用者が請求を許可するとかしないとかの介入はできません。請求手続きにご協力いただき業務上であるか否かの判断は当署にお任せください。

加治木署管内労働災害発生状況

令和5年10月分まで 速報値 (新型コロナウイルス感染症除く)

年 業種	死傷者数 (休業4日以上)	対前年増 減(同左)	死亡者数	対前年増 減(死亡)
全産業	230	+20	1	-1
製造業	45	+2	0	0
建設業	32	+3	1	-1
陸上貨物 運送事業	26	0	0	0
第三次	108	+16	0	0
その他	19	-1	0	0

鹿児島県最低賃金
(高校生等も含む)

時間額 897 円

(令和5年10月6日から)

記事についてのお問合せは

加治木労働基準監督署
担当 秋山
始良市加治木町新富町98-6
(加治木工業高校隣)

TEL 0995-63-2035